

令和 7 年 12 月 12 日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管部（局） 御中
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

国で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の一時的使用等について（周知依頼）

感染症対策については、日頃よりご尽力いただきありがとうございます。

インフルエンザ対策については、「抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について」（令和 7 年 12 月 8 日付け医政産情企発 1208 第 1 号・感感発 1208 第 2 号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）により、各都道府県において対応をお願いしているところです。

今般、厚生科学審議会感染症部会や新型インフルエンザ等対策推進会議において、想定を超える季節性インフルエンザの流行があった場合に、抗インフルエンザウイルス薬を製造販売する製造販売業者において供給停止が見込まれる際の、国備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の一時的使用について検討が行われ、方針が取りまとめられました。

つきましては、別添のとおり、製造販売業者宛てに「国で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の一時的使用等について」（令和 7 年 12 月 12 日付け感感発 1212 第 1 号・医政産情企発 1212 第 1 号 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長、医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）を発出していますので、内容について御了知の上、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知をお願いいたします。

また、国の備蓄薬は、国内において抗インフルエンザウイルス薬が不足している状況下で行われるものであること、季節性インフルエンザの急激な感染拡大が見られた昨シーズン後半においては、納入量より返品量が上回る状況が発生し続けたことに留意の上、医療機関・薬局等においては、当面の必要量に見合った適切な在庫を確保することとし、過度な在庫の確保により季節性インフルエンザの流行の終了後に過剰な返品などが生じないように発注すること、当該シーズンで使用できなかった場合には、返品や廃棄ができるだけ発生しないように、次のシーズン以降に優先的に使用するなどの対応を行うこと、医薬品卸売販売業者においては、医療機関・薬局等の在庫を確認した上で、季節性インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を随時行い、抗インフルエンザウイルス薬の偏在が起らないよう配慮することについても併せて周知をお願いいたします。

なお、今シーズン（令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月まで）の抗インフルエンザウイルス薬の供給予定量は、昨シーズン（令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月まで）の供給量の約 3 倍となる約 3,689 万人分を見込んでいます。